

各 位

会 社 名 株式会社エーアイ  
代表者名 代表取締役社長 吉田 大介  
(コード: 4388 東証マザーズ)  
問合せ先 執行役員経理グループ統括 前田 忠臣  
(TEL. 03-6801-8402)

(訂正・数値データ訂正)「2022年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」

の一部訂正について

当社は、2021年7月30日に公表いたしました「2022年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」の記載内容の一部に訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、数値データにも訂正がありましたので訂正後の数値データにつきましても送信いたします。

記

1. 訂正の理由

「2022年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(非連結)」の公表後、記載内容の一部に誤りがあることが判明したため、これを訂正するものであります。

2. 訂正箇所 及び 訂正内容 (下線を付しております)

添付資料 2ページ

1. 当四半期決算に関する定性的情報
  - (2) 財政状態に関する説明  
(資産)

(訂正前)

当第1四半期会計期間末の資産合計は、前事業年度末と比較して80,926千円減少し、1,271,077千円となりました。これは主に売掛金が98,471千円減少したことによるものであります。

(訂正後)

当第1四半期会計期間末の資産合計は、前事業年度末と比較して80,926千円減少し、1,271,077千円となりました。これは主に受取手形、売掛金及び契約資産が98,471千円減少したことによるものであります。

## 2. 四半期財務諸表及び主な注記

## (1) 四半期貸借対照表

## 資産の部

## 流動資産

(訂正前)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,101,358	1,115,280
売掛金	177,960	79,489
商品及び製品	1,138	1,353
仕掛品	834	1,183
原材料及び貯蔵品	1,061	1,739
その他	17,785	27,246
流動資産合計	1,300,138	1,226,292

(訂正後)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,101,358	1,115,280
受取手形、売掛金及び契約資産	177,960	79,489
商品及び製品	1,138	1,353
仕掛品	834	1,183
原材料及び貯蔵品	1,061	1,739
その他	17,785	27,246
流動資産合計	1,300,138	1,226,292

2. 四半期財務諸表及び主な注記

(3) 四半期財務諸表に関する注記事項

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

(訂正前)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第1四半期累計期間の損益に与える影響額は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響額も軽微であります。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15号に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(訂正後)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第1四半期累計期間の損益に与える影響額は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響額も軽微であります。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当第1四半期会計期間より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。なお、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

以上